



栃木基署発 0116 第 1 号
平成 31 年 1 月 16 日

一般社団法人 栃木労働基準協会長 殿

栃木労働基準監督署長



改正労働基準法等の周知について（協力依頼）

労働基準行政の円滑な推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が昨年 7 月 6 日に公布され、労働基準法の改正に関する規定は平成 31 年 4 月 1 日から順次施行されます。

当署では、法改正の趣旨を管内の事業主の皆様に広く、かつ速やかに御理解いただき、施行に向けた御準備をいただくため、関係説明会の開催、窓口での説明、及びリーフレットの提供等の取り組みを行っております。

つきましては、貴協会におかれましても、別添リーフレット「働き方改革を推進するための関係法律の施行日及び概要」、「労働時間法制の見直しについて」、「労働時間相談・支援コーナーが設置されました」や、栃木労働局、厚生労働省の該当ホームページを会員企業等に案内いただくなど、法改正の周知につきまして特段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

